

世田谷区公報

目次

告 示

- 世田谷区特別区税条例に基づく特別区民税及び軽自動車税の収納事務委託の告示(1) 2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示(2) 2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示(3) 2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示(4) 2
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示(5) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定事項の変更の告示(6) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定の告示(7) 2
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定の告示(8) 2
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写し、住民票記載事項証明書並びに印鑑登録証明書の無効の告示(9) 2
- 住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効の告示(10) 2
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出の告示(11) 2
- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(12) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(13) 3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示(14) 3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出の告示(15) 3
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出の告示(16) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(17) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(18) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(19) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(20) 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(21) 3

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(22) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(23) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(24) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(25) 4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示(26) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(27) 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(28) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(29) 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示(30) 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(31) 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(32) 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示(33) 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示(34) 5
- 地方自治法に基づく予算の公表(35) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(36) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(37) 5
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示(38) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(39) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(40) 5
- 地方自治法施行令に基づく新型コロナウイルスワクチンの集団接種終了に伴うリサイクル資源の売払代金の徴収事務委託の告示(41) 5
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(42) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(43) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(44) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(45) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(46) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(47) 6
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(48) 6
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示(49) 6

- 建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示(50) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(51) 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(52) 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示(53) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示(54) 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出の告示(55) 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出の告示(56) 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止の届出の告示(57) 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止の届出の告示(58) 7
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出の告示(59) 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(60) 7

公 告

- 土地区画整理法に基づく川口市計画事業戸塚南部特定土地区画整理事業施行者川口市戸塚南部特定土地区画整理組合が発した換地処分通知の送付にかわる当該通知内容の掲示の公告(1) 7
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(2) 8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(3) 8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(4) 8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(5) 8

規 則(教)

- 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(1) 8

告 示(選)

- 世田谷区選挙管理委員会事務局処務規程の一部改正(1) 8

告 示(農)

- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(1) 8

告 示(監)

- 地方自治法に基づく令和5年度定期監査の結果の報告の公表(1) 9

世田谷区公報

告示

◎世田谷区告示第1号

特別区民税・都民税及び軽自動車税(種別割)の収納の事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項及び第158条の2第1項の規定に基づき、次のように委託したので告示する。

令和6年1月4日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

- (1) 名称 楽天ペイメント株式会社
(2) 所在地 東京都港区港南二丁目16番5号

2 委託期間

令和6年1月4日から同年3月31日まで

◎世田谷区告示第2号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年1月4日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第3号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年1月4日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第4号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年1月4日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第5号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和6年1月4日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第6号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第3項及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、世田谷区指定障害児通所支援事業者

及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(令和元年11月世田谷区規則第49号)第7条第1項の規定により告示する。

令和6年1月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 てらびあぼ けっと祐天寺教室
2 事業所の所在地 東京都世田谷区下馬五丁目35番5号第2T&Fビル1階
3 申請者の名称 (変更前) 株式会社マサゴ (変更後) 株式会社ぎふてっど
4 変更年月日 令和5年8月1日
5 障害児通所支援の種類 児童発達支援

◎世田谷区告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の20第1項の規定により指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項の規定により告示する。

令和6年1月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称 株式会社ドラゴンエンピツ
2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区池尻三丁目19番1号Iオビル2階
3 事業所の名称 相談支援ジョイール
4 事業所の所在地 東京都世田谷区池尻三丁目19番1号Iオビル6階
5 事業所番号 1331204956
6 事業の種類 特定相談支援事業
7 事業の主たる対象者 障害児
8 指定の年月日 令和6年1月1日

◎世田谷区告示第8号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者を指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和6年1月4日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称 株式会社ドラゴンエンピツ
2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区池尻三

- 3 事業所の名称 丁目19番1号Iオビル2階 相談支援ジョイール
4 事業所の所在地 東京都世田谷区池尻三丁目19番1号Iオビル6階
5 事業所番号 1371201078
6 事業の種類 障害児相談支援事業
7 事業の主たる対象者 障害児
8 指定の年月日 令和6年1月1日

◎世田谷区告示第9号

令和2年4月14日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第23条の規定に基づく転居届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。

なお、これに基づく次の住民票の写し、住民票記載事項証明書及び印鑑登録証明書は、これを無効とする。

令和6年1月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 住所及び氏名 住所 東京都世田谷区深沢五丁目33番3号 氏名 保坂 貴司
2 交付年月日 令和2年4月14日から令和5年11月10日まで

◎世田谷区告示第10号

令和3年2月22日になされた住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定に基づく転入届は、事実に基づかない届出であることが判明したため、この届出による住民票の記載を取り消す。

なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。

令和6年1月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 住所及び氏名 住所 東京都世田谷区上馬二丁目26番20-706号 氏名 MENG QINGLAN 孟 慶蘭 AN HAILONG
2 交付年月日 令和3年7月13日から令和4年5月6日まで

◎世田谷区告示第11号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年1月5日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 かなでの杜世田谷

<p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区世田谷二丁目28番22号トーリンハイツ桜1階</p> <p>3 事業者の名称 株式会社かなでの杜</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和5年12月22日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>4 指定年月日 令和5年12月11日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>を次のように変更する。 この関係図面は、令和6年1月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年1月12日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 39-29</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代田六丁目1011番52の内</p> <p>3 変更の区域 延長 0.11メートル 幅員 0.16メートル 面積 0.01平方メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第12号 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の変更をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和6年1月11日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定変更番号 第2924号</p> <p>2 指定変更年月日 令和6年1月9日</p> <p>3 指定変更の位置 世田谷区祖師谷四丁目354番23の一部</p> <p>4 道路の幅員 1.00メートル</p> <p>5 道路の延長 0.25メートル</p> <p>6 申請者氏名 旭化成不動産レジデンス株式会社 代表取締役 高橋 謙治</p>	<p>◎世田谷区告示第15号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。 令和6年1月11日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 みんなの家</p> <p>2 事業所の所在地 静岡県賀茂郡西伊豆町中745番地3</p> <p>3 事業者の名称 特定非営利活動法人みんなの家</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和5年12月20日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>◎世田谷区告示第19号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和6年1月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年1月12日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 供用開始の区間 世田谷区八幡山一丁目128番6から128番5まで</p> <p>3 供用開始の区域 延長 14.71メートル 幅員 2.00メートルから2.01メートルまで 面積 29.51平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年1月12日</p>
<p>◎世田谷区告示第13号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年1月11日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年1月11日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区船橋五丁目985番20</p> <p>3 変更の区域 延長 24.01メートル 幅員 0.02メートルから0.20メートルまで 面積 2.36平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年1月11日</p>	<p>◎世田谷区告示第16号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。 令和6年1月11日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 レッツ倶楽部上尾原市</p> <p>2 事業所の所在地 埼玉県上尾市原市315番地</p> <p>3 事業者の名称 株式会社むさしのグランドホテル</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和5年12月26日</p> <p>5 サービスの種類 地域密着型通所介護</p>	<p>◎世田谷区告示第20号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。 この関係図面は、令和6年1月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年1月12日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 35-1 (2) 35-1</p> <p>2 変更の区間 (1) 世田谷区羽根木二丁目1828番6の内 (2) 世田谷区羽根木二丁目1826番9の内</p> <p>3 変更の区域 (1) 延長 0.06メートル 幅員 0.20メートル 面積 0.01平方メートル (2) 延長 0.05メートル 幅員 0.30メートル 面積 0.01平方メートル</p>
<p>◎世田谷区告示第14号 介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。 令和6年1月11日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 J B T G r a s s i s D a y</p> <p>2 事業所の所在地 東京都大田区新蒲田2-4-3</p> <p>3 事業者の名称 ジャパンボディテクノロジー株式会社</p>	<p>◎世田谷区告示第17号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和6年1月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和6年1月12日 世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 39-29</p> <p>2 変更の区間 世田谷区代田六丁目1011番52の内</p> <p>3 変更の区域 延長 9.43メートル 幅員 0.16メートル 面積 1.58平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和6年1月12日</p>	<p>◎世田谷区告示第21号 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。</p>

世田谷区公報

この関係図面は、令和6年1月12日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月12日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
35-1
- 2 変更の区間
世田谷区羽根木二丁目1826番9の内から1828番6の内まで
- 3 変更の区域
延長 11.44メートル
幅員 0.20メートルから
0.30メートルまで
面積 2.91平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年1月12日

◎世田谷区告示第22号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
32-26
- 2 変更の区間
世田谷区大原一丁目1070番41の内から1070番37の内まで
- 3 変更の区域
延長 12.03メートル
幅員 0.12メートルから
0.18メートルまで
面積 1.76平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年1月15日

◎世田谷区告示第23号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月15日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
46-1
- 2 変更の区間
世田谷区代沢一丁目121番19の内
- 3 変更の区域
延長 7.28メートル
幅員 0.00メートルから
0.28メートルまで
面積 0.80平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年1月15日

◎世田谷区告示第24号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月15日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 供用開始の区間
世田谷区野沢二丁目92番55
- 3 供用開始の区域
延長 11.76メートル
幅員 2.12メートルから
2.24メートルまで
面積 25.69平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年1月15日

◎世田谷区告示第25号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年1月18日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月18日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山五丁目1610番49の内
- 3 変更の区域
延長 7.91メートル
幅員 1.12メートルから
1.15メートルまで
面積 9.04平方メートル

◎世田谷区告示第26号

世田谷区みどりの基本条例(平成17年3月世田谷区条例第13号)第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。

令和6年1月18日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第27号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢一丁目130番15から130番14まで
- 3 変更の区域
延長 11.44メートル
幅員 0.17メートルから
0.22メートルまで
面積 2.23平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年1月19日

◎世田谷区告示第28号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-D364-06
- 2 変更の区間
世田谷区東玉川一丁目101番1
- 3 変更の区域
延長 7.25メートル
幅員 0.20メートルから
0.23メートルまで
面積 1.61平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年1月19日

◎世田谷区告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区世田谷二丁目516番12地先無番から516番18地先無番まで
- 3 変更の区域
延長 11.50メートル
幅員 2.49メートル
面積 33.04平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年1月19日

◎世田谷区告示第30号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年1月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
23-G089-01
- 2 廃止する起終点
世田谷区世田谷二丁目516番12地先無番から516番18地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和6年1月19日

◎世田谷区告示第31号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2

項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
33-D163-06
- 2 変更の区間
世田谷区奥沢二丁目405番2の内
- 3 変更の区域
延長 30.82メートル
幅員 0.42メートルから
0.72メートルまで
面積 19.12平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年1月19日

◎世田谷区告示第32号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区給田一丁目624番3地先無番
- 3 変更の区域
延長 17.28メートル
幅員 1.51メートルから
1.64メートルまで
面積 26.80平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年1月19日

◎世田谷区告示第33号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和6年1月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
42-G154
- 2 一部を廃止する起終点
(旧)世田谷区給田一丁目619番1地先無番から626番3地先無番まで
(新)世田谷区給田一丁目624番4地先無番から626番3地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和6年1月19日

◎世田谷区告示第34号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成

14年3月世田谷区規則第45号)第5条第1項の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和6年1月19日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
42-G154-01
- 2 指定する起終点
世田谷区給田一丁目619番1地先無番から624番2地先無番まで
- 3 用途
区管理道路

◎世田谷区告示第35号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した次の予算について、同法第219条第2項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和6年1月19日

世田谷区長 保坂展人

令和5年度世田谷区一般会計補正予算(第5次)
別添省略

◎世田谷区告示第36号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区給田二丁目333番8
- 3 変更の区域
延長 3.30メートル
幅員 0.16メートルから
0.19メートルまで
面積 0.58平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年1月22日

◎世田谷区告示第37号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間
世田谷区北烏山九丁目2007番36地先無番
- 3 変更の区域
延長 0.95メートル
幅員 0.57メートル
面積 0.54平方メートル

- 4 供用開始の期日
令和6年1月22日

◎世田谷区告示第38号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和6年1月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号
第2927号
- 2 指定取消年月日
令和6年1月22日
- 3 指定取消の位置
世田谷区桜上水二丁目201番2の一部、201番5の一部
- 4 道路の幅員
4.54メートル
- 5 道路の延長
9.67メートル
- 6 申請者氏名
株式会社飯田産業
代表取締役 築地重彦

◎世田谷区告示第39号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区桜上水四丁目429番63の内
- 3 変更の区域
延長 9.19メートル
幅員 0.18メートルから
0.19メートルまで
面積 1.74平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年1月23日

◎世田谷区告示第40号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年1月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月23日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
36-5
- 2 変更の区間
世田谷区桜上水四丁目429番63の内
- 3 変更の区域
延長 0.07メートル
幅員 0.18メートル
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第41号

新型コロナウイルスの集団接種終了に伴うリサイクル資源の売却代金の徴収の事務

世田谷区公報

については、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和6年1月23日

世田谷区長 保坂展人

1 委託した相手方

(1) 名称 株式会社井上

(2) 所在地 東京都世田谷区八幡山二丁目11番6号

2 委託期間

令和6年1月10日から同年3月31日まで

◎世田谷区告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和6年1月23日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月23日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

杉並区上高井戸三丁目325番15の内から325番18の内まで

3 変更の区域

延長 24.91メートル

幅員 0.19メートルから

0.23メートルまで

面積 5.34平方メートル

◎世田谷区告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月24日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区上用賀五丁目201番1から200番2まで

3 変更の区域

延長 14.85メートル

幅員 0.25メートル

面積 3.71平方メートル

4 供用開始の期日

令和6年1月24日

◎世田谷区告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月24日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区宇奈根二丁目181番3

3 変更の区域

延長 16.48メートル

幅員 1.25メートル

面積 20.70平方メートル

4 供用開始の期日

令和6年1月24日

◎世田谷区告示第45号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月24日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区奥沢四丁目13番12の内

3 変更の区域

面積 1.49平方メートル

4 供用開始の期日

令和6年1月24日

◎世田谷区告示第46号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月24日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

33-D585-04

2 変更の区間

世田谷区奥沢四丁目13番12の内

3 変更の区域

延長 7.44メートル

幅員 0.39メートルから

0.41メートルまで

面積 3.02平方メートル

4 供用開始の期日

令和6年1月24日

◎世田谷区告示第47号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月24日

世田谷区長 保坂展人

1 指定番号

22-D106-09

2 変更の区間

世田谷区赤堤五丁目484番29の内

3 変更の区域

延長 9.99メートル

幅員 0.17メートルから

0.32メートルまで

面積 3.12平方メートル

4 供用開始の期日

令和6年1月24日

◎世田谷区告示第48号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和6年1月25日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第49号

世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第9条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定について別紙のように告示する。

令和6年1月25日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第50号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の位置の指定の変更をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和6年1月25日

世田谷区長 保坂展人

1 指定変更番号 第2926号

2 指定変更年月日 令和6年1月24日

3 指定変更の位置 世田谷区砧八丁目91番4の一部

4 すみ切りの廃止 2.00メートル

5 申請者氏名 貴志 勝彦

◎世田谷区告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月26日

世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間

世田谷区上馬四丁目795番2の内

3 変更の区域

延長 7.33メートル

幅員 0.48メートルから

0.67メートルまで

面積 4.55平方メートル

4 供用開始の期日

令和6年1月26日

◎世田谷区告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月29日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月29日
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号
40-39
- 2 変更の区間
世田谷区南烏山四丁目1140番3地先無番から1140番2地先無番まで
- 3 変更の区域
延長 11.06メートル
幅員 2.39メートルから2.40メートルまで
面積 26.57平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年1月29日

◎世田谷区告示第53号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和6年1月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月29日
世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
42-Z074
- 2 区間
世田谷区南烏山四丁目1139番1地先無番から1141番2地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和6年1月29日

◎世田谷区告示第54号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和6年1月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月29日
世田谷区長 保坂展人

- 1 番号
(1) 42-Z136
(2) 42-Z137
- 2 区間
(1) 世田谷区南烏山四丁目1141番2地先無番
(2) 世田谷区南烏山四丁目1140番5地先無番から1140番4地先無番まで
- 3 用途
(1) 区管理水路
(2) 区管理水路

◎世田谷区告示第55号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年1月29日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
ひばりデイサー

- 2 事業所の所在地
ビス小田急相模原
神奈川県座間市相模が丘四丁目63番7号ガーデンテラス小田急相模原3階
- 3 事業者の名称
シマダリビングパートナーズ株式会社
- 4 廃止届受理年月日
令和6年1月9日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第56号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年1月29日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
デイサービス太陽スポーツ館永福
- 2 事業所の所在地
東京都杉並区大宮一丁目3番12号ギャラリー杉並
- 3 事業者の名称
有限会社メディカル・ケア・サービス山中
- 4 廃止届受理年月日
令和6年1月15日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第57号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和6年1月29日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
鎌田ケアセンター
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区鎌田三丁目35番1号
- 3 事業者の名称
社会福祉法人古木会
- 4 廃止届受理年月日
令和6年1月16日
- 5 サービスの種類
認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

◎世田谷区告示第58号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び

指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和6年1月29日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
成城ケアセンター
- 2 事業所の所在地
東京都世田谷区成城六丁目13番17号
- 3 事業者の名称
社会福祉法人古木会
- 4 廃止届受理年月日
令和6年1月16日
- 5 サービスの種類
認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護

◎世田谷区告示第59号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和6年1月29日
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称
さくらふじ
- 2 事業所の所在地
東京都中野区中野二丁目21番6号
- 3 事業者の名称
株式会社さくらふじ
- 4 廃止届受理年月日
令和6年1月16日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第60号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第4条第2項の規定に基づき区管理道路線の区域を次のように変更し、同規則第6条の2の規定に基づきその供用を開始する。

この関係図面は、令和6年1月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和6年1月31日
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号
12-G129
- 2 変更の区間
世田谷区若林二丁目504番22
- 3 変更の区域
延長 5.78メートル
幅員 1.02メートルから1.06メートルまで
面積 6.32平方メートル
- 4 供用開始の期日
令和6年1月31日

公 告

◎世田谷区公告第1号

次の表に記載する者に対する川口市計

世田谷区公報

画事業戸塚南部特定土地画整理事業施行者川口市戸塚南部特定上地区画整理組合が発した土地画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第1項の規定による換地処分のお知らせに係る書類は、送付した書類の受領を

拒まれたため、これを送付することができないので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて、通知の内容が令和6年1月16日から同月26日までの間、

埼玉県川口市戸塚南3丁目22番1号（川口市立戸塚スポーツセンター）所在の掲示場に掲示されている。

令和6年1月16日

世田谷区長 保坂展人

書類の送付を受けるべき者

氏名 荒木 啓介
住所（又は最後の住所） 東京都世田谷区北沢二丁目27番11号 ラヴェルデ 下北303

◎世田谷区公告第2号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年1月18日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 宇奈根三丁目35番1 35番8 35番9 35番10 35番11 35番12 35番13 35番14	東京都西東京市 東伏見三丁目6番19号 タクトホーム株式会社 代表取締役 小寺一裕

◎世田谷区公告第3号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年1月23日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 千歳台二丁目751番3	東京都新宿区 西新宿二丁目6番1号 新宿住友ビル31階 アグレ都市デザイン株式会社 代表取締役 大林竜一

◎世田谷区公告第4号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年1月31日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 上祖師谷二丁目394番1	東京都杉並区 阿佐ヶ谷北一丁目46番4号

395番1
395番5

信友商事株式会社
代表取締役 熊谷淳

◎世田谷区公告第5号

開発行為に関する工事の完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年1月31日

世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名
東京都世田谷区 奥沢七丁目85番2 85番9 85番10 85番2先無番	東京都渋谷区 道玄坂一丁目21番1号 東急不動産株式会社 代表取締役 星野浩明

規 則 (教)

次に掲げる規則を公布する。

令和6年1月26日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第1号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則(令和5年11月世田谷区教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表第1に次のように加える。

日勤講師	区立の小・中学校における児童及び生徒の授業等の指導、進路指導、生活指導その他の教育に係る指導に関すること。
副校長補佐	副校長の業務の支援に関すること。

別表第2に次のように加える改正規定を次のように改める。

別表第2に次のように加える。

日勤講師	別表第1に掲げる日勤講師の職務を遂行するために必要な
------	----------------------------

知識及び経験を有すると認められる者

副校長補佐 別表第1に掲げる副校長補佐の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第1号

世田谷区選挙管理委員会事務局処務規程(昭和46年7月世田谷区選挙管理委員会告示第50号)の一部を次のように改正する。

令和6年1月25日

世田谷区選挙管理委員会

第1条中「事務執行」を「事務等」に改める。

第2条第1項中「事務局の」を「世田谷区選挙管理委員会事務局(以下「事務局」という。)の」に改める。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条第5号中「前各号」の次に「に掲げるもの」を加え、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(掌理事務)

第3条 事務局の掌理事務は、次のとおりとする。

- (1) 委員会に関すること。
- (2) 選挙、国民投票等の執行管理に関すること。
- (3) 選挙人名簿、投票人名簿及び在外選挙人名簿に関すること。
- (4) 選挙の啓発に関すること。
- (5) 世田谷区明るい選挙推進協議会に関すること。
- (6) 検察審査員候補者予定者名簿及び裁判員候補者予定者名簿の調製に関すること。
- (7) 直接請求に関すること。
- (8) 事務局の庶務に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、局長が必要と認めること。

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項の規定に基づき、第6回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和6年1月24日

世田谷区農業委員会会長

<p style="text-align: right;">穴戸 幸男</p> <p>1 開催日時 令和6年1月31日(水) 午後3時00分</p> <p>2 開催場所 区役所第2庁舎第5委員会 会室</p> <p>3 審議事項</p> <p>(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について</p> <p>(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について</p> <p>(3) 第3号議案 その他の事項について</p>		
<p>告 示 (監)</p>		
<p>◎世田谷区監査委員告示第1号</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した令和5年度定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、公表する。</p> <p>令和6年1月18日</p> <p>世田谷区監査委員 田 中 文 子 同 中 根 秀 樹 同 下 山 芳 男 同 高 橋 昭 彦</p>		

世田谷区議会議長様
世田谷区議会議長様
世田谷区教育委員会様
世田谷区選挙管理委員会様
世田谷区農業委員会様

5世監第153号
令和6年1月10日

世田谷区監査委員 田中文子
同 中根秀樹
同 下山芳男
同 高橋昭彦

令和5年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定に基づき、次のとおり提出します。

なお、本監査にあたっては、上島義盛前監査委員及び河村みどり前監査委員は令和5年4月30日まで、下山芳男監査委員及び高橋昭彦監査委員は同年5月17日以降関与しました。

令和5年度

定期監査報告書

世田谷区監査委員

(4) これまでの新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和4年度以降の事務事業の変化に着眼して実施した。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項に基づく令和5年度の定期監査については、世田谷区監査基準(令和2年2月13日監査委員決定)に基づき実施した。

第1 監査の概要

1 対象部局等

- (1) 総合支所・本庁については、別表1 令和5年度定期監査対象部局等一覧(総合支所・本庁)のとおり。
- (2) 施設等については、別表2 令和5年度定期監査対象施設等一覧のとおり。

2 対象事項

- 監査の対象とする事項は、次のとおりとした。
- (1) 令和4年度における財務事務及びその他の事務の執行
 - (2) 令和5年度における監査実施日までの財務事務及びその他の事務の執行

3 実施期間

令和5年5月から同年11月までとした。

4 実施方法

- 監査は、監査委員及び事務局により、次の方法により実施した。
- (1) 監査委員による監査
監査対象事項について、監査資料等による審査を行うとともに、必要に応じて関係部課長等から事情聴取を行う。
 - (2) 事務局による監査
監査対象事項について、監査資料等による調査、検証を行うとともに、必要に応じて担当者から事情聴取を行う。

5 着眼点

- 監査の着眼点は以下のとおりとした。
- (1) 監査対象部局の事務の特性や執行上のリスクを考慮し、リスクの高い事務に着眼して実施した。
 - (2) 監査対象部局の事務事業の執行について、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性が図られた運営がなされているかに着眼して実施した。
 - (3) 前年度監査において、改善や訂正等を要するとした財務に関する事務に着眼して実施した。

別表1

令和5年度定期監査対象部等一覧(総合支所・本庁)

1 監査委員による監査

領域	対象部局	実施日
総合支所	世田谷総合支所	6月29日
	北沢総合支所	6月29日
	玉川総合支所	6月27日
	砧総合支所	6月28日
	烏山総合支所	6月30日
企画総務領域	政策経営部、DX推進担当部	7月28日
	総務部、庁舎整備担当部、区長室	
	危機管理部	
	財務部、施設営繕担当部	
区民生活領域	会計室	7月31日
	区議会事務局	
	選挙管理委員会事務局	
	監査事務局	
	生活文化政策部	
	地域行政部	
	スポーツ推進部	
保健福祉領域	環境政策部	8月1日
	経済産業部、農業委員会	
	清掃・リサイクル部	
	保健福祉政策部	
	高齢福祉部	
	障害福祉部	
	子ども・若者部、児童相談所	
	世田谷保健所	
	都市整備政策部、防災街づくり担当部、みどり33推進担当部	
	道路・交通計画部	
土木部		
教育領域	教育委員会事務局	8月3日

- 2 事務局による監査 総合支所 5月8日から5月22日まで
本庁 5月9日から6月20日まで

別表2

令和5年度定期監査対象施設等一覧

- 1 監査委員による監査 10月10日から11月8日まで
2 事務局による監査 9月5日から10月30日まで
3 監査対象施設等

施設区分	実施基準	施設数	施設名
まちづくりセンター	4年	7施設	太子堂、上町、新代田、松沢、上野毛、深沢、砧
出張所	4年	1施設	太子堂
清掃事務所	毎年	3施設	世田谷、玉川、砧
児童館	5年	4施設	玉川台、新町、鎌田、上祖師谷ぱる
保育園	5年	9施設	南桜丘、わかくさ、松原北、南奥沢、奥沢、上祖師谷、上祖師谷南、南大蔵、大蔵
公園管理事務所	隔年	2施設	世田谷、烏山
土木管理事務所	隔年	2施設	世田谷、烏山
幼稚園	5年	2施設	多聞、八幡山
小学校	5年	12施設	多聞、旭、中里、上北沢、経堂、山崎、京西、瀬田、用賀、八幡山、砧南、喜多見
中学校	5年	6施設	桜丘、松沢、八幡、尾山台、砧南、世田谷
地域図書館	4年	3施設	代田、尾山台、鎌田
その他施設	3年	2施設	太子堂調理場、平和資料館

第2 監査の結果

1 監査結果の概要

監査の着眼点に沿って実施した監査の結果、財務に関する事務について、以下のとおり、是正や改善を求める指摘事項等が認められた。
また、軽微な誤りや検討を要する事項については、是正や訂正を行うよう口頭で注意した上で、各所管課においては適正な事務の執行に努められたい。その他の事務事業については、おおむね適正に執行されたいと認められる。

2 是正や改善を求める事項

監査の結果、適正な処理を徹底するために次に示すような是正や改善を求める事項が認められた。当該所管課はもとより、他の所管課においても事務処理の見直しや改善の参考とされ、適正な事務の執行に努められたい。

(1) 適正な会計事務を求めもの

世田谷区本庁舎等整備工事に関しては、工事受注者との対応等は庁舎建設担当課、工事代金の支払い等事務手続きは庁舎管理担当課が行っている。庁舎管理担当課では、令和4年度部分払い分の工事代金2,399,100,000円(税込み)について、検査終了後の令和5年3月24日に庁舎建設担当課より請求書等を受領し、3月28日に支出処理を行った(代金は4月3日に着金)。しかし、3月31日に工事受注者から会計課あて「3月31日までに着金させることを3月10日に庁舎建設担当課と口頭で確認したが、未だ着金していない」との申し出があった。庁舎管理担当課で確認したところ、支出命令処理時に区としての支払い処理を行う「執行予定日」の意味を相手方への着金日と誤認し、3月31日と設定したために、着金予定日とその翌営業日である4月3日となったことを認識した。庁舎管理担当課では、庁舎建設担当課、工事受注者、会計課、財政課とそれぞれ協議をし、庁舎整備担当部長に確認した上で、工事受注者からの戻入を前提に再度支出することを「4世庁舎第449号」の起案「世田谷区本庁舎等整備工事代金(令和4年度部分払い分)の再支出について」で決定した。同日、所管課は、その起案を根拠に再度支出処理を行い、会計課では、同日中に着金するよう事務処理を行った。また、同日、4月3日着金予定分について返還を約束する旨の文書を徴取するのではなく口頭で戻入するよう伝えて納入通知書(4月14日納期)を手渡し、工事受注者は4月14日に納入している。なお、支払いの際には手数料が発生していないが、戻入の際には2円(税抜き)の手数料が発生している。

世田谷区会計事務規則(以下「会計事務規則」という。)第49条では、支出命令書発行要件として会計管理者が請求書を徴する必要があると認める場合以外は債権者の請求書を添付しななければならないと定めており、会

計管理者の認める場合を世田谷区会計事務要綱第13条に定めている。今回のケースは要綱には規定されておらず、請求書を徴せずに処理したこと回、区の会計事務規則等に基づく処理とは言い難い。

加えて、本来、約2.4億円の戻入といった重要な事項は、返還を約束する旨の文書を徴取し実施されるべきものであり、今回の対応の可否については、緊急時といえども、より慎重な判断を要するものである。今回の事例は、公金に対し多大なリスクが生じており、少額ではあるが戻入に伴う手数料が発生していることは、極めて不適切である。

今後同様の事案が繰り返されることのないよう、事務の役割分担を行う際に重要となる情報共有を密に行い相互の状況を逐一把握するとともに、改めて会計事務規則等に則った事務処理を徹底されたい。

(2) 適正な補助金事務を求めもの

補助金は、公益上の必要がある場合に限り支出できるものであり(地方自治法第232条の2)、公正かつ有効に使用されることが求められている(世田谷区補助金交付規則第3条)。そのためには、補助対象事業の補助金の交付申請から精算にいたる手続きその他の事務の適正な執行が求められる。

また、令和2年度の定期監査報告書では、

「教育領域所管の任意団体の運営に充てる補助金の交付において、補助金要綱上、余剰金があった場合の精算処理などを求めていないものがある。また、補助金要綱に定める補助金の上限額を毎年交付し続けた結果、余剰金が団体の予備費として翌年度に繰り越され、その金額が1年間の補助金の上限額を超える金額に膨らんでいる。」

という事例があったとして、適正な補助金要綱の整備に努め補助金の必要性を十分に検証するよう監査委員の意見を掲載している。当時、所管課からは、「会費では補えない必要経費について区の補助金を活用することや、当初の予算に基づき適正に補助金を活用すること等を指導する。」との回答があった。

しかし、補助金の事務執行に際して、次のような事例が認められた。

① 生涯学習課では、「世田谷区立学校PTA連合体補助金交付要綱」に基づき、「世田谷区立中学校PTA連合協議会」に「世田谷区立中学校PTA活動事業」に対する補助金を概算払いで交付している。

令和4年度は、令和4年4月28日に交付申請があり、内容審査後、申請金額と同額の700,000円の交付を決定し、令和4年8月5日に決定を通知している。交付申請には、【収入の部】繰越金977,497円、【支出の部】予備費905,897円と記載された予算(案)が添付され

ていた。

事業年度が終了し、令和5年4月28日に補助金の残額0円で実績報告書兼精算書が提出され、審査の結果、計画に基づき適正に執行されたと判断し、これを承認し精算額通知書を送付している。実績報告書兼精算書には、【支出の部】予備費0円、翌年度への繰越金1,218,450円と記載された決算書が添付されていた。

所管課では、予備費について、予見しがたい不測の事態に対応する予算として一定額の計上を認めているが、予算書上の予備費または繰越金が補助金申請額を超えている場合には、団体と協議し、相당한理由が認められた場合を除き、補助金の交付を行わないことにしている。令和4年度の交付を決定する際には、繰越金及び予備費が補助金額を上回っていたことから団体に説明を求め、コロナ禍による事業縮小等の繰越金増があったこと、記念事業等の実施にかかる経費を予備費として計上したことなどを確認し、相당한理由があると判断していた。

しかし、予備費の予算規模、記念事業は前もって計画的に進められる事業であること、当該団体が特別会計として「記念行事積立金」を有していることを鑑みると、相당한理由があるとは言いがたい。また、繰越金は、補助事業終了後に1年間で240,953円増となっていた。

なお、令和5年度については、当該団体より本補助金の申請がなされたが、団体と協議した結果、補助金の交付を行っていない。

② 教育研究・ICT推進課では、「世田谷区教育研究会補助金交付要綱」に基づき、「世田谷区小学校教育研究会」に「世田谷区小学校教育研究活動事業」に対する補助金を交付している。

令和4年度は、令和4年5月23日に交付申請を收受し、内容審査後、申請金額と同額の4,748,000円の交付を決定し、令和4年6月6日に決定を通知している。交付申請には、【収入の部】繰越金4,524,846円、【支出の部】予備費4,529,746円と記載された予算書が添付されていた。

事業年度が終了し、令和5年4月25日に補助事業実績報告書を收受し、審査の結果、補助条件に適合していると認めている。補助事業実績報告書には、【支出の部】予備費0円、翌年度への繰越金5,400,730円と記載された決算報告書が添付されていた。
なお、令和5年度については、当該団体からの申請どおり、4,748,000円が、全額交付されている。

令和4年度の当該補助金交付では、補助金額と近い金額の予備費が予算計上された補助申請がなされ、申請どおりに交付しており、補助事業終了後には繰越金が1年間で875,884円増となっていた。本来、補助金

交付決定の際には、前例踏襲に陥ることなくその必要性、有効性を検証したうえで交付決定がなされるべきであるが、令和4年度、令和5年度の交付決定に際して十分な検証が行われていたとは言いがたい。

所管課では、このたびの監査の指摘を受け、繰越金の必要性や有効性のかつ、決算額全体の4割を超えている状況は、補助金の必要性や有効性の観点から適当ではないとして、令和6年度の補助金交付の際に交付金額の一部減額もしくは停止を検討するとしている。

補助金の交付にあたっては、補助金の申請、交付、精算手続きが適切に行われることはもちろんのこと、補助事業の目的・内容の公益性等を明確にするとともに、常にその必要性、有効性を十分に検証し、区民に対して費用対効果などの説明責任が十分に果たされるように執行していく必要がある。補助金の執行にあたっては、補助金の有効性を十分に検証して適切に執行されたい。

3 意見

地方自治法第199条第10項の規定により、令和4年度を中心とする監査対象期間において、区が実施している財務に関する事務及び事務事業の執行状況について、区の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に添えて意見を述べる。

(1) 財務に関する事務について(適正な処理を徹底すべき事項、全庁的に取り組むべき課題)

指導事項のうちリスクアプローチ(注)による観点から、大きなミスにつながるおそれがあるものや基本的な事項の理解が不足しているものについて記載する。各所管課においては、事務処理の見直しや改善の参考とされ、適正な事務の執行に努められたい。

注 リスクアプローチとは、行財政運営上の様々なリスク(組織目的の達成を阻害する要因)をあらかじめ識別し、そのリスクの量的・質的重要性を評価して監査を行う手法をいう。

① 適正な契約事務について

ア 契約権限の委任事務について

世田谷区契約事務規則(以下「契約事務規則」という。)第3条第1項は、契約権限の委任について規定しており、別表で所管課長(区立小学校長及び区立中学校長を含む。)において行うことができる契約は、定期刊行物及び新聞の購読並びに例規類集の追録の契約並びに原則として1件予定価格50万円以下の契約としている。しかし、所

管課長の行った契約で、次のような事例が見受けられた。

- ・教育領域所管における2件の図書類の購入契約において、それぞれの契約業者、契約日、納期、納品日及び検査日が同一で、その契約金額の合計が50万円を超えていた。
- ・教育領域所管における4件の冷蔵庫購入契約では、同じ契約業者に同じ日に注文したにもかかわらず契約書類を分けており、その契約金額の合計が50万円を超えていた。
- ・教育領域所管における2件の印刷契約において、契約時期が約1か月ずれているものの、印刷物の規格、契約業者が同一で、その契約金額の合計が50万円を超えていた。また、2件の契約としたことで2件目の契約における発注数が少なく、結果として契約単価が上昇した。

例年、合理的な理由もなく履行範囲や履行期限を分けるなど一般競争入札を避けることを目的として、意図的に所管課契約にしたと判断せざるを得ない事例が見受けられる。地方自治法上、契約方法として一般競争入札が原則であることを踏まえ、契約の内容、履行期間等を十分精査した上で、価格面においても経済的な予算執行となるよう、適正な契約の締結に努められたい。また、所管課長は職員に対して契約事務規則の内容を周知徹底するとともに、計画的な予算執行を図られたい。

イ 見積書の徴取について

随意契約によるうとするときは、契約事務規則第39条及び第40条の規定に基づき、契約担当者はあらかじめ予定価格を定めるとともに、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上から見積書を徴さなければならぬとされている。令和5年度の監査においても特段の理由なく1人からしか見積書を徴取していない、あるいは全く見積書を徴取していない事例が多く見受けられた。見積書は契約行為の根拠となるものであり、契約の申込みを明らかにし、かつ、区の予定価格に照らし合わせて申込み価格の妥当性を判断するためのものである。契約の実務担当者は、見積書徴取の意義を認識するとともに、令和4年度から導入された「所管課契約チェックシート」を活用するなど、適正な事務処理に努められたい。

ウ 予算の措置について

支出の原因となるべき契約その他の行為は法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ(地方自治法第232条の3)

とされている。しかし、予算措置において次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管における修繕契約において、予算の執行委任を受ける前に契約し履行が完了していた。

当該契約等のための予算が確保されていないければ、契約を締結する予算上の根拠がないことになる。予算を確保できる見込みがあったとしても、実際に予算が確保される前に契約することは不適正な事務処理であるので、実務担当者は契約事務が正確に行われるよう規則や手引きなどを再確認のうえ事務を執行されたい。

エ 仕様書の作成について

業務委託契約は労働者派遣契約に基づく人材派遣ではなく、区と受託者の従事者とは指揮命令や労務管理の関係にないため、区職員が従事者に対して直接指示し、出勤・勤務時間の管理を行うことは、いわゆる「偽装請負」として労働者派遣法違反となる可能性がある。業務委託仕様書に「その他詳細は、区職員が指示する」等と記載された事例が見受けられたが、このような記載は履行内容が不明確になるだけでなく、労働者派遣法違反事項に抵触しているようにも解釈でき、不適切な契約内容になりかねないので、「その他詳細は、区担当課と協議の上、決定する」等の記載に改めるなど、仕様書作成の際には留意されたい。

オ 履行確認の正確性の確保について

区が工事もしくは製造その他の請負契約又は物品の買入れその他の契約を締結した場合は、契約の適正な履行を確保するため又はその給付の完了の確認をするため、必要な監督又は検査を行わなければならない(地方自治法第234条の2第1項)。しかし、所管課長決定の契約において、履行内容を確認するために必要な写真帳の未提出や、作業報告書を受領した日付の未記載、完了届日と検査日の誤記載などの事例が見受けられた。契約事務規則第56条第3項及び第56条の2の規定に基づく検査員は、履行された内容が品質、規格、性能、数量等において、契約内容と適合しているか否かについて、適正に検査を行わなければならない。検査員はその職責を十分に理解し、契約書、仕様書その他関係書類及び履行内容が十分確認できる資料(日報・月報・作業報告・写真等)に基づいて適正な検査業務に努められたい。

②滞滞のない支出事務について

履行検査合格後は債権者の請求書(請求書を徴し難い場合その他会計管理者が請求書を徴す必要がないと認める場合を除く)に基づき、速やかな支出手続をすべきである。また、普通地方公共団体の各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならぬ(地方自治法第208条第2項)が、次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管において、令和3年度中に履行された請求書類等の到着確認が行えないまま出納整理期間を経過し、相手方からの連絡を受けて未払いであることが判明したため、令和4年度に過年度履行分として支出した。
- ・総合支所所管における講師への謝礼支払いにおいて、特段の理由なく、支払い手続をすすまで数か月を要した。
- ・総合支所所管における助成金の支出について、要綱で定められた期日(交付請求から30日以内)までに支出していなかった。

支出事務の遅れは区民や事業者との信頼を損なうものであり、また、予算執行上の事故につながりかねないものである。事務処理手順を見直すとともにチェック体制を強化するなど、速やかに支出手続を行わなければならない。また、会計年度独立の原則に基づく適正な事務処理に努められたい。

③公有財産の貸付について

行政財産については、その用途、目的を確保するため、これを貸し付け又これに私権を設定することは禁止されている。しかし、その用途又は目的を妨げない限りにおいて、法令で定めるところにより、行政財産を貸し付けることができる(地方自治法第238条の4第2項第4号)。その貸付料については、借受人は貸付契約書に基づき貸付人が発行する納入通知書により、指定する納付期限までに支払わなければならない。また、財産の貸付料は前納させなければならない(契約事務規則第49条)とされている。しかし、次のような事例が見受けられた。

- ・保健福祉領域所管において、施設に設置されている自動販売機設置に伴う貸付料を前納させていなかった。

貸付料を前納させない場合には、その理由等を起案文書中に明記するなど、適正な事務処理に努められたい。

④指定供用物品等の管理について

物品管理者は物品の管理を適正かつ円滑に行うため設置されており、

世田谷区物品管理規則第35条において、指定物品受払簿又はそれと代わるものを備え、その供用状況を明らかにしておかなければならないと規定されている。しかし、正確に管理できていない事例が見受けられた。

- ・教育領域所管において、回収専用収納箱(事業系リサイクルシステム)の実数量が指定物品受払簿に記載された数量より少なかった。

指定物品受払簿への記載は、現物確認に欠くことができないものである。物品管理者は指定供用物品の適正な管理に努められたい。

⑤近接地外への出張について

職員が出張する際、命令権者は旅行命令等を発し、又はこれを変更する際には、旅行命令簿または旅行依頼簿によってこれをしなければならぬ(職員の旅費に関する条例第4条第4項)。また、職員が出張した場合には、その職員に対し旅費を支給する(同条例第3条)とされている。しかし、次のような事例が見受けられた。

- ・総合支所所管において、他所管課からの執行委任により近接地外に職員が出張することについての起案決定を行わず、宿泊を伴う講習会へ参加させた。結果として、旅費支給手続を事後に行うことになった。

公務による出張は、所属長(命令権者)の旅行命令が必要である。特に近接地外に出張する場合には、事前に総合支所管理システムを利用した起案により意思決定を行わなければならない。所属として職員の旅行業務や旅行先の把握は必要である。旅費に関する条例等を確認し、適正な事務手続を徹底されたい。

⑥その他の財務に関する事務について

その他の財務に関する事務として、次のような事例が見受けられた。

- ・企画総務領域所管において、職員採用時に給料の級号給を誤って設定していたことが判明し、過去に遡って追加支給していた。

本件は、事務ミスに端を発しており、事務の正確性という面が不適切であったと言わざるを得ない。このような誤りを繰り返さないよう、誤りが生じた原因を検証し、再発防止に努められたい。

(2)各領域の専務事業について

①企画総務領域

区は、令和4年6月の消費税転嫁対策特別措置法に基づく中小企業庁による立入検査において、令和元年10月1日の消費税率引上げに際し

て、講師謝礼や指定管理料などで引上げ分を適正に上乘せしていない事例を指摘され、消費税率引上げ日にさかのぼって引上げ相当額を相手方へ支払うよう、令和4年7月に行政指導を受けた。この件における消費税引上げ相当額の追加支払いは、庁内全体で約1,100件・約160万円となり、再発防止に向けて注意喚起を行っているとのことである。今後、その影響が庁内全体に及ぶ大きな制度の導入や変更にあたっては、あらかじめ適正な取扱いの基準を示すなど、庁内各所管の適正な判断及び事務執行に資するよう、周知徹底に努められた。

ふるさと納税による区税の減収幅が年々拡大し、截止めがかからない状況が続いている現状を踏まえ、区は、これまでの方針を転換し、返礼品を拡充した。返礼品はふるさと納税返礼品選定委員会において選定し、特設サイトの制作とともに取組みの強化を図った。あわせて、区報などを通じて、流出額の現状やふるさと納税制度の問題点などを区民に広く周知し、理解を求めている。令和4年度のふるさと納税による寄附金額は令和3年度の2倍強に増額しており、取組みの効果があつたものと評価する。今後も、世田谷区らしい取組みや返礼品の拡充で一層の寄附獲得を目指すとともに、引き続き税源流出の抑制に取り組まなければならない。

本庁舎等整備工事の1期工事については、令和4年12月の2か月の工程遅延に続いて6か月の工程遅延が発生し、区では、工事受注者からの「工程遅延に係る経緯等報告書(1期工事)」の提出を受け、経緯、原因等の検証を行っていた。検証結果では、遅延原因については、詳細工程の検証不足及び支店・本店の間与不足、2か月の工程遅延時の検証不足とした。1期工事の工程再遅延に係る責任の所在については、法律上、契約上、最も経済的、効率的な施工手法を選択する立場である工事受注者の責によるものであるとした。区と工事監理者の責任に関しては、定例会議等での工事受注者からの工程説明と現場状況が一致していることを確認しており、6か月の工程遅延は、遅延申し出以降に差し掛かる部分の工程、施工方法の検証不足に起因するものであることから、区と工事監理者が事前に大幅な工程再遅延を把握して工事受注者に見直し指示を行うことは極めて難しいと判断していた。また、2・3期工事に関しても、工程遅延の申し出を受けて工程の検証を行っており、工事全体の工期延伸期間は、2年程度となる見込みであるとしている。本庁舎等整備工事の工期延伸は、区民に対する影響が非常に大きく、再発防止策の構築は急務である。検証の中で掲げられた確実な工程進捗に向けた組織体制や人員配置の見直しなどの工事受注者に対する要請はもろろんのこと、区と工事監理者が工程の遅れなどを随時把握できるような検証の仕組みを改めて構築して進捗管理にあたるなど、役割を十分に果たすこと

で再発防止に取り組まれた。

区では、大規模地震が発生した場合の避難所生活をなるべく回避してもらうため、自宅が安全な場合は在宅避難を推奨している。在宅避難の考え方や日頃からの家庭での備え等については各種広報物により普及啓発を行ってきたが、在宅避難者への支援策については、停電時にスマートフォン等を充電するための充電スポットの設置や指定避難所の電力供給体制強化に向けた取組みを進めているものの、物資や飲料水の支援策は検討中とのことであった。その後、区ホームページで公表された令和5年9月修正の避難所運営マニュアル(標準版)では、充電用電力の提供に加えて、在宅避難者への食料・物資の配給についても避難所を配給場所とする方針が改めて言及されている。しかしながら、標準版マニュアルは、各避難所が独自の避難所運営マニュアルを作成する際の参考という位置づけであり、在宅避難者支援に関する内容が各避難所の運営マニュアルに反映されるまでには、しばらく時間を要する可能性がある。いつ発生するかわからない大規模地震に備えるため、大きな課題であるとしている情報提供手法の検討を含め、区民が安心して在宅避難生活を送ることのできる支援体制の整備を、関係所管が協力して進められたい。

②区民生活領域

くみん窓口における証明書等手数料の新たな支払い方法として、令和4年9月から導入されたキャッシュレス決済について、利用者・区民からは、より手軽に支払いできて便利になったと評価する声がある。キャッシュレス決済は、釣銭のやり取りが不要な代わりに端末操作が煩雑なため、はつきりとした時間短縮効果は見えにくいのことだが、支払い方法の選択肢を増やすことは区民サービスの向上に寄与する取組みであり評価できる。一方、キャッシュレス決済で誤操作を行うと、その修正対応は煩雑で時間を要することなので、引き続き職員のスキル向上・維持を図り、正確な事務処理を行うよう努められたい。

令和4年10月施行の地域行政推進条例及び同時期策定の地域行政推進計画では、まちづくりセンターを「区民生活を包括的に支援する地区の行政拠点」、総合支所を「地域経営を担い、まちづくりセンターを支援する地域の行政拠点」と位置づけて、地区及び地域の実態に即した行政サービス及びまちづくり、コミュニティの推進に取り組むとしている。また、次期計画の策定にあたり、タウンミーティングなどで得た区民意見を反映していくとしており、これらの取組みは概ね評価できる。一方で、具体的取組みとして、地域包括ケアの地区展開における、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会に見重館を加えた四者連携が全28地区で始まったが、地区内の児童館の有無な

③保健福祉領域

約3年半に渡る新型コロナウイルス感染症対策の中で、区では「社会的検査」「オンライン診療体制」「地域の往診体制」など、国や東京都に先んじた取り組みを行うことで、区民が安心して療養できる体制を整えてきた。令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に移行したことで、法的根拠のなくなった業務を中心に体制の縮小を図り、一方で法に基づき行政検査や積極的疫学調査を実施している。また、法改正に伴い、コロナ禍の経験を踏まえた検査体制や保健所の体制整備等を定めた予防計画、健康危機対処計画の策定が義務付けられ、その策定に取り組んでいる。策定にあたっては、東京都感染症対策連携協議会での議論・協議内容の反映、世田谷区健康危機管理連絡会を活用した関係機関との議論を行い、外部の関係機関の意見も踏まえた実効性の高い計画とするとしている。今後、新たな感染症発生時には、迅速な対応が行えるよう体制整備に取り組まなければならない。

新型コロナウイルス感染症業務では、希望する区民が円滑かつ安全に接種を受けられるよう体制整備を行ってきた。予約受付や集団接種会場の運営等の各業務では、各々の事業者が専門性を生かし、安全・安心な接種体制を構築してきた。また、集団接種会場の運営においては、一元的な包括委託の導入により、区職員の本来業務への専従態勢につなげられた。コールセンター運営業務は、回線数の見直しを毎月実施し、日報をもとに適切な履行確認に努めている。今後も、関係各所と緊密に情報共有しつつ、現行業務の整理とあわせ、必要な接種体制の整備に取り組まなければならない。

令和4年に開設した「ひきこもり相談窓口リンク」では、「ぶらっとホーム世田谷」と「メルクマールせがや」の強みを生かした協働運営により、ひきこもり等支援に取り組んできた。また、国の重層的支援体制整備事業に基づく重層的支援協議会を新たに設置し、代表者会、実務担当者会、個別ケース検討会の3層構造で運営する中で、支援の現状や課題等の情報共有、事例検討等を通し、ネットワークの維持・強化を図っている。同協議会には8050支援部会が設置されており、リンクにおける8050世帯への支援実績も増えている。多くの相談ケースでは、経済面、心理面等の複雑化・複合化した課題が見られ、精神障害や発達障害のある人も少なくない中、福祉分野のみならず、教育、医療等の多くの機関の協働による支援が重要となっている。引き続き、区民及び関係機関等に向けた相談窓口の認知度向上と重層的支援体制の強化に取り組み、個々の状況に応じた、途切れないきめ細やかな支援につながる事業運営を期待する。

区では、国における地域生活支援拠点等の整備事業を活用して、緊急

により取り組み内容に温度差が見られる。また、5つのモデル地区で導入されたオンライン相談は、低調な利用状況が課題とのことである。今後、条例及び計画に基づいた施策を進めるのは当然であるが、地区及び地域の実態に即した取り組みを行い、安全・安心で暮らしやすい地域社会を実現するよう努められたい。

区では、世田谷ボランティア協会と連携してボランティアマッチング事業に取り組んでいる。この事業によるボランティア登録サイト「おたがいきまbank」では、令和4年度に登録者を約400名増やして、約3,200名の登録者へボランティア情報を定期的に配信しており、ボランティア活動の促進に効果があると考えられるので、引き続き取り組みたい。一方で、この事業では令和4年度からAIシステムによるマッチングサイト「GBER」も運用しているが、令和4年度の登録者数262名でマッチング件数3件であった。周知に努めて認知度を上げ、登録者及びマッチング件数の増加を図ることであるが、その後も利用が低迷する場合は、費用対効果の観点から「GBER」の運用見直しを含め、ボランティアマッチング事業の適切な手法を検討されたい。

区民に一番身近な自治体である区では、犯罪被害者等支援条例の制定により、犯罪被害者等からの一次的な相談窓口として相談機能の強化を図るだけでなく、多面的なコーディネートとともに、責任をもって寄り添っていく体制の構築を目指している。令和3年6月には条例制定に先駆けて、相談専門員を採用し、相談窓口及び相談専用ダイヤルを設置した。また、庁内関係所管による事例検討会を設置し、犯罪7事例を研究するなどした結果、相談窓口の役割や重層的支援の必要性など具体的な課題を明らかにしたことは評価できる。犯罪等被害にあった当事者や家族の支援に向けて、二次的被害の防止対策についても同時に検討するなど、実効性を担保し、推進していくことを期待する。

区は、食品ロス削減推進計画を令和4年7月に策定し、食品ロスの削減量を2030年(令和12年)までに2000年(平成12年)比で半減する目標を掲げ、目標達成に向けて取り組んでいる。食品ロスは、単に食料問題にとどまらず、地球温暖化や貧困など様々な問題に大きく関係しており、食品ロスの削減が多面的な問題解決にもつながることから、区ではこれまでもフードドライブなどの学習機会を設け、「発生抑制」を中心に買った買物体験イベントなどの学習機会を設け、「発生抑制」を中心に区民や事業者への普及啓蒙の取り組みを進めてきた。今後も庁内関係所管との連携だけでなく、区民や事業者、関係団体などと協力しながら、さらなる食品ロス削減に向け尽力されたい。

時バックアップセンターを開設し、令和4年10月から北沢地域でモデル実施を開始した。令和5年3月末の利用登録者は区内全域で137名、緊急対応を要した相談が6件、うち短期入所につなげた事例が4件、専門サポーターの派遣を行った事例が1件あった。24時間体制で緊急時コーディネートを行う専門相談機関として緊急時バックアップセンターを整備したことが、障害者と家族の安心確保につながっている。また、保健福祉課では、緊急時の即応対応を緊急時バックアップセンターに委ねることで、介護者家族が死亡や長期入院等で在宅復帰が難しくなった場合等に、障害者とその後の継続的な支援の検討や、先を見据えたケースワークに専念できるようになっている。令和5年度にはモデル実施期間の評価・検証を行い、年度内に区内全域で展開するとしており、令和6年度末時点で500名程度の登録を想定しているが、障害特性や種別などに応じた幅広い相談への対応や受け皿となる短期入所等の事業者を増やすことなどが課題である。今後もモデル実施の評価・検証結果を踏まえながら、当事者とその家族を支える機能の整備を進められるよう、障害者の地域生活支援機能の強化を図りたい。

区は、令和4年度に、ヤングケアラーに関する実態調査と支援者に対するヒアリング調査を実施した。また、子ども・教育・高齢・障害・生活福祉等の担当官等による片内連絡会等を開催し、シンポジウムの開催や個別研修を行った。令和5年度は、子ども向けハブブックや、関係機関の分野別支援マニュアルを作成するとしている。ヤングケアラー支援を子どもの人権問題と捉え、子どもを中心とした支援の重要性を認識してヤングケアラー支援に取り組んでいることを評価する。実態調査によれば、ヤングケアラーの多くは相談した経験がない。当事者の抱える課題が顕在化しにくいことから、周囲の大人が気づきの感度を上げ、ヤングケアラーの早期発見につながる必要がある。教育機関等の関係機関のみならず、地域等でもヤングケアラーの存在が認識されるよう、ヤングケアラーに関する理解促進を進められたい。また、子ども家庭支援センター、児童相談所、各分野等の横断的な連携を密にし、区の支援体制やサービスの全体像を見える化するなどにより、ヤングケアラーとその家族等が適切な支援につながる事業展開に期待する。

保育の質の向上に向け、区は、令和4年度は認可保育園の3割程度、認可外保育施設は全施設に対し指導検査を行い、全保育施設に地域担当が年1回以上訪問する巡回支援を実施した。令和5年度は組織改正では、年1回以上の指導検査を行うよう指導検査体制を強化するとともに、保育の質の向上担当副参事2名を新たに配置した。また、保育課に相談支援体制を一本化し、地域担当の保育士を中心とした保育サポート訪問及び

事務職員を中心とした定例訪問をそれぞれ年1回以上行うなど、区内保育施設への支援体制を整備したところである。令和4年8月の「保育施設への支援・指導のあり方検討会」の報告・提言を受け、不適切保育(虐待)について、電子申請で通報できる仕組みの構築や、民間保育連盟役員と区立園長役員による意見交換会の実施、不適切保育(虐待)の事例を取重福祉審議会保育部会に報告し意見を頂くなど、様々な手法を用いた取組みを進めてきた。今後とも、各保育施設との「顔の見える関係」の構築に努め、支援と指導の両輪により、保育の質の向上と不適切保育(虐待)の再発防止に尽力されたい。また、勤務美態のない職員を職員名簿に記載して区に申請し、補助金等を不正に受給していた事例があった。運営事業者に対する注意喚起を強化するなど、不正受給の再発防止に引き続き取り組まれたい。

④都市整備領域

区は、平成20年策定の「世田谷区みどり」とみずの基本計画」で、区制100周年となる2032年にみどり率33%という長期目標「世田谷みどり33」を掲げた。この間、建築の際の緑化地域制度の導入、緑化助成制度の拡充、公園や緑地の整備、農地保全の取組み、市民緑地や特別緑地保全地区の拡大、花とみどりの街づくりの推進、小学生を対象にした「みどりの出前講座」などみどりの両面から様々な取組みを行ってきたが、令和3年度実施のみどりの資源調査ではみどり率は24.38%で、前回の平成28年度調査から0.80ポイント減少している。減少要因は、敷地の細分化や規模の大きい住宅団地などの建替え、農地の宅地化による土地利用の変化等である。区では、上野原公園拡張用地や玉川野毛町公園拡張用地の他、北島山7丁目緑地など大規模な敷地を取得して公園・緑地の整備を進めているが、今後は国分寺崖線をはじめとした樹林地の保全など、重点的に取り組むべき対象を明確にしていける必要がある。民有地のみどり保全・創出の支援策の検討を含め、引き続き、区民とともにみどり豊かな世田谷の実現に向けて取り組まれたい。

区では、公共交通不便地域対策として砧地区をモデル地区に選定し、地元協議会を立ち上げ、検討を重ねてきた。令和4年度はデマンド型交通の需要予測アンケート調査を実施し、定時定路線型との比較・分析の結果を踏まえ、令和5年5月1日からデマンド型交通による実証運行を開始した。周知方法として、地域住民に対する各戸配布、ホームページや広報紙への掲載、回覧や掲示板への掲示等を行っている。また実証運行の内容や利用イメージを紹介する説明会の実施やスマホなどによる利用予約講習会も開催している。実証運行では、課題や利用実

区では、下北沢駅前広場について、小田急線連続立体交差事業及び複々線化事業を契機とした交通結節機能や防災機能の強化、地域活性化の核となる駅前広場とするため、令和元年11月より、地元商店街をはじめとした地域の方々と意見交換を重ねている。現在は防火水槽の新設や電線類地中化工事の一部が完了し、令和5年度から駅前広場の主な施設を整備し、令和7年度の完成を目指している。飲食店や来街者の増加により賑わいを見せる一方、ごみの投棄や路上喫煙などの地域課題も顕在化している。「街の美観が損なわれた」等の声にも耳を傾け、地域住民にとって優しい、安心して暮らせるまちづくりに取り組まれている。また、地域活動の持続・発展を目指し、町会・商店街や地元企業等が中心となったまちづくり活動の組織化が進められており、令和4年12月には区も加わり、下北沢駅周辺エリアマネジメント準備協議会を立ち上げている。引き続き、商店街や地域住民と連携し、これまでの信頼関係や知見を活かしながら、駅前広場の活用や地域活性化に向けて取り組まれない。

⑤教育領域

第2次世田谷区教育ビジョンの計画期間最終年となる令和5年度は、令和6年3月の世田谷区教育振興基本計画策定に向けて取り組むとともに、教育ビジョンに掲げる教育目標の実現に向けた調整計画に基づく事業を展開している。

令和5年度は、他区で発生した校庭での飛び出した釘による事故を受け、校庭の釘類の除去を重点的な取り組みとして行っていた。各学校での目視による点検に加えて、委託により金属探知機による調査除去を実施している。安全な学校生活を送れる環境は、児童・生徒にとっても保護者にとっても重要であることから、校庭の安全にとどまらず、施設全体の安全点検を徹底させるため、点検項目の再確認など安全点検のより一層の徹底を図られた。また、区の学校施設の多くは老朽化が進んでおり、現場からの改修要望も増加傾向にあることから、児童・生徒への安全や健康面の視点で精査する中で適切な修繕を実施し、安全な学習環境の確保に努められた。

太子堂調理場の調理委託業者の選定にあたっては、学校給食における安全・衛生管理や緊急時の対応、社員等の教育体制などについて問うほか、他の学校調理の実績も考慮して選定しているが、物価高騰等により事業者の給食提供が停止する事例も報告されており、今後は財務状況についての審査も検討されたい。また、改築中の学校分の給食提供が負担になっている実態がある。今後学校改築が続く中、給食提供が安全・確実に行われるよう、十分に配慮する必要がある。

態等を把握するため利用者にアンケート調査を実施している。今後、地域住民の重要な交通手段として持続可能な地域公共交通となるよう、地域住民との協働を進め、デマンド型交通による利用実態等の把握、課題や有効性などの検証を行いつつ、他地区への展開拡大にも積極的に取り組まれた。

区レンタサイクル事業は、区内の南北交通を補完することや、放置自転車対策を目的として平成5年度より事業を展開してきた。区では、令和2年4月より、民間サービスとの新たな官民連携事業として民間シェアサイクルの実証実験を実施し、利用状況や利用者アンケート、世田谷区自転車等駐車対策協議会の意見等を踏まえた検討を進めてきた。民間シェアサイクルのポート数は、区公有地でのポート拡充支援により、令和5年6月までの3年で約3倍に、利用者は約9倍に、利用回数は約10倍に増加した。実証実験は令和5年度末に終了するが、令和6年度以降も設置済のポートはシェアサイクル事業として使用可能としている。また、令和4年度末時点での実証実験の中間まとめでは、導入効果や民間シェアサイクル事業者の事業継続性、区レンタサイクル事業の機能補完・代替の可能性等が確認できたとしている。「がやリン」を含めた区レンタサイクル事業のあり方については、民間シェアサイクルのシステムを用いたシェアサイクル事業への移行も視野に検討を行う予定である。自転車政策は交通安全と両輪でなければならぬと考える。引き続き、交通安全を踏まえた事業実施に取り組まれない。

区では、空家等の発生抑制の取組みとして、広報やポスター等による相談窓口情報や、社会福祉協議会と連携し終活相談会で自宅の処分や活用、相続等に関する相談コーナーの設置等の情報提供、民間事業者主催の終活や空家等対策に関するセミナーや相談会などへの後援を行っている。都に働きかけ、令和5年度からは固定資産税等の納税通知書に空家に関するチラシの同封を開始し、協定締結の民間企業との協働によるSNSを活用しての相談窓口の周知等も継続している。また令和元年に「空家対策ガイドブック」の作成及び配布、令和3年11月には不動産業者への相談や様々な手続き等、空家等所有者の負担を減らす窓口として「せたがや空家活用ナビ」を開設した。空家等所有者と地域活動団体とのマッチング事業としては「空家等地域貢献活用相談窓口」があり、実績もあるが認知度は高くなく、より積極的な普及啓発が必要である。空家等対策は様々な取組みが行われているが、今後も更なる高齢化が予測される中、空家数の増加が懸念されている。空家等対策は解決到達の判断が難しいが、解決の糸口が掴めず悩んでいる空家等所有者がより利用しやすく、ニーズに寄り添った支援となるよう、専門家や民間事業者等とも連携し、成果が出るよう努められた。

区では、児童・生徒一人ひとりが自ら考える力を養う学びの実現や教員の子どもたちに向き合う時間の拡充などを目指し、教育DXの推進に取り組んでいる。令和5年度から運用を開始した新たな統合型校務支援システム等による教員の働き方改革の推進、学習用アカウントやヘルプデスクの統合、多様な学習系サービスを1つのアカウントで利用でき、学習データの統合もつながる「学習eポータル」の導入等の取組みを推進していた。引き続き、学校現場のニーズを的確に把握しながら、統合型校務支援システムの「学校生活のデータ」とデジタル教材等での「学習データ」の連携や国の動向を踏まえながらのBYODの検討も含め教育DXの更なる推進に取り組まなければならない。

令和3年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、学校設置者等は、医療的ケア児に適切な支援を行うことが責務とされた。区では、令和2年度から学校等での看護師の配置を開始し、令和5年5月現在8校16名の児童・生徒に看護師を配置していた。また、令和5年9月には、円滑な医療的ケアを実施するために「(仮称)学校等における医療的ケア実施ガイドライン(素案)」を取りまとめた。引き続き、適切な受け入れができるように、通園・通学等における保護者の負担軽減も含めて、医療的ケアの取組みを推進されたい。加えて、医療的ケア児以外の保護者に対する理解促進、普及啓発にも取り組まなければならない。

誰もが読書のできる社会を目指して、通称「読書バリアフリー法」が施行され、区でも令和4年10月に「世田谷区立図書館障害者サービス要綱」を制定し障害者サービスに取り組んでいた。一方、令和6年度に向け策定中の「第3次世田谷区立図書館ビジョン(素案)」の「基本方針」に「それぞれの特性に対応した、多様な人々を包摂する図書館」を掲げている。多様な利用者へのサービスの拡充は必要と考えるが、障害者サービスの利用に地域的偏在もあることから、サービスの周知も充実させながら多様な利用者へのサービスの拡充に取り組まなければならない。

令和4・5年度の行動計画にあたる第2次世田谷区不登校支援アクションプランを策定して、教育総合センターを中心に学びの多様化学校(不登校特例校)分教室「ねいろ」の開設及び定員拡充、ほっとスクール城山の定員拡充、別室登校児童・生徒に対する支援などの不登校対策に取り組んでいた。一方、在校生の40%弱が指定校変更の生徒で、かつ90名を超える不登校生徒が在学している学校では、令和5年度に配属された教員11名のうち9名が新規採用教員で、不登校生徒の個別対応、部活動指導等を担いながら、新規採用教員の指導にも追われる教員等の疲弊感が増している現状が垣間見えたほか、年々不登校児童・生徒が増加している複数の教育現場でも、同様に教員等の負担が増加してい

という声が聞かれた。現在、不登校対応の指針となる「不登校支援ガイドライン」の策定に取り組んでいるが、加えて、現場状況を十分に把握する中で適切な人材確保などの体制を構築し不登校対策の充実に図りたい。

また同時に、複数の学校長から教員不足に対する切実な声が聞かれた。産休、病欠等での代替教員の確保が困難であり、副校長等が代替のクラス担任や授業を担っているという実態の厳しさが伝わってきた。令和5年度の東京都教員採用試験の募集倍率も低く、大学生等の教員離れが深刻な状況であることは認識しているが、区教育委員会は、各学校、東京都教育委員会と連携を一層密にして、教員の確保や教員の支援体制の拡充など改善の方策を検討されたい。

終わりに

以上、令和4年度を中心とする財務事務の執行状況や事務事業等について意見を述べてきた。

財務事務については、概ね適正に執行されているが、指摘した事項の多くは例年同様、契約事務の執行に関するものであった。

契約事務では、関係法令やマニュアル等に基づき誤りなく実施される必要があるが、類似の請書の金額を合算すると所管課による随意契約に認められる上限額を超えた金額となる事例や、複数からの見積書徴収が必要な随意契約において1人からしか徴していない事例が複数見受けられた。また支出事務等では、支出手順の誤り、契約月日の誤記載、指定物品受払簿の不備などが散見された。

契約締結や支出事務にあたっては、職員一人ひとりが、関係法令や手続き・マニュアルを確認・順守しながら事務執行に取り組み、そのうえで不明点等があれば、同僚職員や上司をはじめ関係所管に確認していくことが求められる。

また、郵券・金券等の管理にあたっては、不適切な取り扱いが区民の信頼を損ねることにつながりかねないことを職員が常に意識し、適正な事務処理に努められた。

事業実施にあたっては、上記同様、文書等の誤記載、発送文書の誤送付等が散見される。現在、庁内で事務ミス対応報告事案として情報共有を図っているところであるが、リスクの発生を未然に防ぐため、改めて全庁を挙げて再発防止に取り組まれない。

区では、監査と連動した内部統制の仕組みの一つとして、令和5年度より各部の「リスクマネジメント報告書」に「前年度の定期監査における指摘事項及び対応状況」欄を設け、作成要領の中で主な指摘事項を根拠規定などとともに示すなど、一歩進んだ再発防止策に取り組みられたことは評価する。こうした取り組みも踏まえ、すべての管理監督者が改めてリスク管理の重要性を再認識し、適正な事務の執行を徹底されたい。

本庁舎等整備工事の工期延伸については意見でも触れているが、ここで改めて指摘しておく。令和4年度の工事監査において、対象とした保育園の新築工事の工期が3回延伸され開園が延期されたことから、区民が利用する施設工事における工期延伸が及ぼす区民への影響を重く見て、着実な工期順守に向けた仕組みの検討とともに、発注者としての適切な工程管理や安全管理の必要性を指摘した。

そして今回、本庁舎等整備工事においてもまた、1期工事における2度の延伸、今後の2・3期工事を含めると2年程度の延伸が報告されていることは、誠に残念である。本庁舎建設工事の工期延伸は、窓口業務など区民サービスや区民の利便性への影響が極めて大きい工事であることを改めて念頭に

置き、工事の遅延の責任が工事受注者にあることが明らかであるとしても、遅延の影響を最小限に抑える進捗管理の仕組みの構築など、区がリーダーシップを発揮し再発防止に努められた。

区の総人口は令和4年から減少に転じ、今後は今までのような右肩上がりの人口増加は望めない状況に直面しており、あわせて税収も減少していくことが見込まれる中、山積する行政課題に、限りある人員で計画的・効率的に対応していく必要がある。

人員に余裕がない状況においても、猛威をふるった新型コロナウイルス感染症などのパンデミックや、今夏の猛暑などの自然災害は、今後いつ起きてもおかしくない。区として、新型コロナウイルス感染症対策や熱中症予防対策等で取り組んだ様々な施策を土台として、保健所を中心とした感染症予防計画や熱中症予防対策をはじめ、地球温暖化対策実行計画などの計画等に反映させるなど、全庁を挙げて取り組みの強化を図られたい。

経済に目を転じて、世界情勢に起因した物価の高騰など変動する社会情勢や、年々特別区別の流出額が拡大するふるさと納税などの影響が区民生活に及んでおり、区政を取り巻く状況は厳しさを増している中、区として、子育て支務や都市基盤整備、大規模自然災害、物価高騰等への対応など、増加する行政需要に、職員一人ひとりが着実に対応していくことが求められる。

こうした状況の中、区では現在、令和6(2024)年度から令和13(2031)年度までの8年間の次期基本計画策定に取り組んでいる。計画の実現に向けては、区民生活、地域経済、都市基盤、自然環境、自治体経営などの現状と課題を踏まえ、目指すべき持続可能な未来をしっかりと見据えながら、取り組みべき課題を明確にして推進していく必要がある。

また、令和6年度からの新たな行政経営への移行実現プラン(素案)では、職員の若年化が進んでおり早期の戦力化の必要性に触れているが、世田谷区基本計画に掲げる施策を着実に推進し、目指すべき未来の世田谷の姿を実現するためには、これからの区政の中核を担う若手人材の育成が急務である。

さらに、中核となるべき20~30代職員の退職者数が年々増加していることは、区にとって大きな損失かつ課題と捉えており、早急に職員の年齢構成を踏まえた人材の育成に取り組み、仕事に対するモチベーションを高めながら、各職層がそれぞれの立場で役割を果たしていく仕組みの構築が求められる。

持続可能な未来を見据えつつ、乳幼児から高齢者まであらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷の実現に向け、着実に取り組まれない。